

補助金等検証シート

No. 20

所属	こども課	会計	1	款	3	項	2	目	6	事業	11	学童保育施設運営費
第5次総合計画施策体系	章	2	節	1	部門	2	部門名	保育サービス				

1. 補助金の基本データ

(1) 補助金名称	生駒市児童育成クラブ助成金			
(2) 根拠(条例・規則・要綱名)	生駒市児童育成クラブ助成金交付要綱			
(3) 補助金創設年度	昭和59年度	年度	交付区分	団体(固定)
(4) 補助金の導入経緯及び目的	<p>児童福祉法第21条の10において、「市町村は、児童の健全な育成に資するため、地域の実状に応じた放課後児童健全育成事業(小学校に就学している概ね10歳未満の児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業)を行うとともに、その利用の促進に努めなければならない」と規定されている。その運営に要する費用に対する助成を予算の範囲内において交付するもの。</p>			
当該補助金(又はその施策・事業)の根拠法・関係省庁(該当する場合のみ)	放課後児童健全育成事業補助金交付要綱			
(5) 平成25年度予算額	144,430 千円	財源	国・県補助金	68,181 千円
			その他特定財源()	0 千円
			一般財源	76,249 千円
(6) 平成25年度予算額積算方法	[補助率、補助単価、対象者数(件数)等が明確に分かるように記入して下さい]			
通常分 400,000円×21学童×12月=100,800,000円 延長保育分 46,000円×21学童×12月=11,592,000円 調整助成金 32,038,000円				
(7) 国・県からの補助金の概要	補助率、補助基準等	別添のとおり(補助率2/3)		
	[市単による上乗せがある場合は、その内容]			
	児童育成クラブの運営費の9割以上は指導員の人件費であり、その財源として保護者が負担する保育料以外は補助金で賄っている。よって、県の補助基準だけでは運営費が不足するため市の要綱で補助単価を上乗せし、なお不足する場合は、予算の範囲内において調整補助金を交付することになっている。 [国、県等の補助金が創設された経緯・目的] 放課後の児童の健全育成の向上を図るため、市町村に対し、市町村が実施する放課後児童健全育成事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。			

(8)から(12)は団体への補助の場合のみ記入してください。

(8) 交付先(団体等名)	生駒市学童保育運営協議会	(9) 団体等の構成人数	900 人
(10) 交付先の構成団体の名称(別紙添付でも可)			

(11) 当該補助金の交付の他に交付先に対し行っている助成状況(該当項目全てに○)

項	目	積算根拠又は内容	金額
	市が事務局業務を行っている	0.05 人 × 6,600 千円 =	330 千円
	場所や備品、消耗品等無償貸与している	別添の学童保育施設	千円
	有料施設等の減免を行っている		千円
	有料施設等の使用料の補助を行っている		千円
	その他		千円

(12) ((11)で該当項目がある場合) そのような支援を行っている理由

昭和58年度までは、学童保育所の運営を市が直営で行っていたが、昭和59年3月に生駒市学童保育運営協議会を設立し、市、保護者、指導員の3者による運営形態に移行した際に、従来からの経緯もあり生駒市が事務局を担当することになった。

(13) 補助金合計 (5) + (11)	144,760 千円	(14) 補助金合計に占める人件費の割合	0.2 %
-----------------------	------------	----------------------	-------

2. 補助金制度に関する指針等への適合状況

(1) 補助金の算定根拠		適合しない理由と今後の対応	
①特定の具体的な事業に対する補助である。		<input type="radio"/>	学童保育所指導員の人件費や運営費（衛生管理費、安全対策費等）全般について、保護者が負担する保育料を除いた額を補助している。
	補助対象事業・補助対象経費		放課後児童健全育成活動（学童保育所の運営）に要する経費の一部
②補助率については補助対象経費の1/2以内、補助単価を定めるものについては、単価の設定根拠は明確である。			学童保育の実施内容、受益者負担のあり方、学童保育運営協議会の収支状況等を踏まえて補助単価を設定している。
	補助率又は単価設定根拠		小学校児童が10人以上15人未満の1クラブにつき月額200,000円 小学校児童が15人以上の1クラブにつき月額400,000円 上記のクラブで延長保育を実施する1クラブにつき月額46,000円
③補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付は行っていない。		<input type="radio"/>	
	再交付先の名称、件数等		
	再交付の金額・内容		
(2) 補助期間			
①補助金の終期(原則として3年)を設定している。			児童育成クラブは継続事業であるため終期は設定できない
	(終期を設定している場合) 終了年月日		
(3) 実績報告等			
①補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告書が提出されている。		<input type="radio"/>	こども課が事務局業務を担当している。
②領収書及び契約書の写し等を添付させている。		<input type="radio"/>	こども課が事務局業務を担当している。
③1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認している。		<input type="radio"/>	こども課が事務局業務を担当している。
(4) 交付先団体等の財務状況及び会計処理 ※ 団体への運営補助の場合のみご記入下さい			
①交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。		<input type="radio"/>	平成23年10月から、保育料の値上げを実施した。
②交付先団体等において適正な監査機能を有している。		<input type="radio"/>	市の監査委員による監査を受けている。
③補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。		<input type="radio"/>	運営費全体が対象であり、適正に経理されている。

3. 補助金交付基準による検証

(1) 公益性		
① 広く市民の福祉向上と利益の増進につながるか。	A	つながっている
[上記のように評価した理由] 補助金を支出することにより、学童保育所の安定した運営が図れるので、留守家庭児童の健全な育成を図ることができる。		
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A	適合している
[上記のように評価した理由] 保護者の就労環境の多様化に伴い、学童保育所へのニーズは高まっている中、保育の質を確保する必要がある。		
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A	合致している
[上記のように評価した理由] 学童保育所における快適な保育環境確保のため、学童保育施設の整備や指導員の資質の向上を図っていくことが子育て支援につながる。		
(2) 必要性		
① 市が関与する妥当性はあるか。	A	大いにある
[上記のように評価した理由] 昭和59年に生駒市と生駒市学童保育運動連絡協議会が締結した覚書において、生駒市は、過去実施してきた学童保育の施策を尊重するとともに、学童保育のよりよい発展と学童保育の発展のために運営協議会を設立すると規定されている。		
② 補助金等の交付以外の代替策はないか。 (直接執行、委託等への切替など)	B	ない
[上記のように評価した理由] 経費のほとんどを占めるのは指導員の人件費であることから、運営形態を変更しても市負担額を削減することは困難であり、前述した覚書に基づく現在の運営形態と補助形式が最適である。		
③ 創設当初の補助金の目的がすでに達成されていないか。	B	ある程度達成されている
[上記のように評価した理由] 現在のところは、補助金を交付することにより学童保育所の安定した運営を図ることができているが、継続的な運営を行う事業であるため、今後も補助を継続することが必要。		
(3) 補助の効果(成果)		
① 補助金等の交付の効果(成果)が認められるか。	A	認められる
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	A	期待できる
[上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入して下さい。)] 学童保育指導員の安定的な確保が図れたので、安心した保育の場を提供することができた。		
(4) 補助内容の妥当性(2. 補助金制度に関する指針等への適合状況を踏まえてご記入下さい)		
① 補助の対象事業・経費及び補助金額の算定根拠は明確か。	A	明確である
② 補助金の使途は目的に沿ったものか。 (交際費、慶弔費、懇親会費等で交付目的に直結しないものに支出されていないか。)	A	目的どおりである
(5) 補助金交付を中止した場合、問題は？		
有	判断理由	学童保育所の運営費は、前述したとおり約9割を人件費が占めているので、運営費自体を大幅に削減することはできない。この運営費に充てる財源のうち、県と市の補助金が約2/3を占めており、この補助金がなくなって保護者負担金のみで運営することは不可能である。

(6)平成22年度以降(H22年度に見直し対象外となったものは平成18年度以降)、内容等で見直しを行ったことがあるか。

有	見直し時期	平成23年10月	
	見直しの契機	行政改革推進委員会からの提言	
	見直し内容	〔総額・件数・積算・補助率・その他 見直しを行った内容を具体的に明記してください。〕 第1子の保育料を1,000円値上げして7,000円、第2子を500円値上げして3,500円とすることにより、平成24年度の保育料収入が平成23年度と比較して8,259千円増加した。	
	(無と回答した場合のみ) 見直しを実施していない理由		

(7)H22年度の「補助金等の見直しに関する提言」の提言内容と異なる対応を行った理由は？(H22提言と異なる対応をした補助金のみに記入)

--	--

(8)今後の方向性は？

①	継続	判断理由	児童福祉法第21条の10において、「市町村は、児童の健全な育成に資するため、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、対象児童の放課後児童健全育成事業の利用促進に努めなければならない。」と規定されているとおり、当然施策に実施に伴う経費についての助成は必要と考える。
		②、③と判断した場合の見直し又は廃止の時期、その内容	

4. 附属データ

(1)交付実績

	平成24年度 (見込)	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度
補助金決算額	124,624 千円	130,692 千円	150,944 千円	129,801 千円	119,226 千円
うち国県補助金	53,597 千円	60,484 千円	59,989 千円	39,509 千円	37,672 千円
うちその他財源	千円	千円	千円	千円	千円
うち一般財源	71,027 千円	70,208 千円	90,955 千円	90,292 千円	81,554 千円
交付件数実績	21 件	20 件	19 件	15 件	12 件
当該年度交付対象数	21 件	20 件	19 件	15 件	12 件
補助金交付・管理事務の人員費	330 千円				
職員従事者数(人・年)	0.1				

(2)・(3)は団体への運営補助の場合のみ記入してください。

(2)補助金交付先の収支状況

	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度
歳出決算総額	197,941 千円	196,165 千円	211,901 千円	188,577 千円	177,224 千円
歳入決算総額	197,941 千円	196,165 千円	211,901 千円	188,577 千円	177,224 千円
うち前年度繰越金	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
積立金(H24年度末現在高)	0 千円				

(3)補助金交付先に対する市の出資状況

無 有の場合出資額 千円

(4)他市の状況(H25年度予算ベース)

市名	金額	備考
奈良市	514,225 千円	運営は市の直営。法定福利費、工事請負費は別途。
大和郡山市	60,852 千円	学童数12。
天理市	95,003 千円	学童数12。金額は、指定管理料と、民間学童への委託料。工事費は別途。
橿原市	74,052 千円	学童数20。
香芝市	75,000 千円	学童数12。左記金額の内1,500千円は民間学童(4ヶ所)への委託料。

生駒市児童育成クラブ助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、留守家庭児童等の放課後における健全育成に資するため、児童健全育成活動を行う団体(以下「団体」という。)に対して、当該活動に要する経費の一部について、生駒市補助金等交付規則(平成20年10月生駒市規則19号。以下「規則」という。)に定めるもののほかこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

(助成金の交付対象団体)

第2条 助成金の交付対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当する児童育成クラブ(以下「クラブ」という。)を運営するものとする。

- (1) 週5日以上児童健全育成活動を実施しているクラブ
- (2) 留守家庭児童等の放課後の健全育成を目的とし、当該児童等の保護者の連帯のもとに運営されているクラブ
- (3) 毎月1日において、小学校児童10人以上(1年から4年までの児童が過半数以上)で構成されているクラブ。ただし、17時を超えて1時間以上保育を実施(以下「延長保育」という。)するクラブにおいては、毎年4月1日以降において、小学校児童5人以上で構成しているクラブ

(助成金の額)

第3条 助成金の額、次のとおりとする。

対象クラブ	助成金の額
小学校児童が10人以上15人未満のクラブ	1クラブにつき 月額 200,000円
小学校児童が15人以上のクラブ	1クラブにつき 月額 400,000円
上記のクラブで延長保育を実施するクラブ	1クラブにつき 月額 46,000円

(助成の承認申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする団体は、児童育成クラブ助成承認申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 児童育成クラブ調査書（様式第2号）

(2) 在籍児童名簿（様式第3号）

(3) その他市長が必要と認める書類

（助成の通知）

第5条 市長は、前条の規定により申請を受けたときは、速やかに必要な審査を行い、助成の適否及び助成の金額を決定し、児童育成クラブ助成金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

この場合において、助成金の交付の目的を達成するため、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（助成金の請求等）

第6条 助成金交付承認決定を受けた団体は、速やかに、児童育成クラブ請求書（様式第5号）に収支予算書（様式第6号）を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、必要な審査を行い、適当と認めた場合は、助成金を交付するものとする。

（指示、監督及び検査）

第7条 市長は、助成金の使途及び児童育成クラブの運営実態について、必要な指示又は監督を行うとともに検査をすることができる。

（精算報告）

第8条 助成金の交付を受けた団体は、事業終了後1ヶ月以内又は当該年度3月31日のいずれか早い日までに児童育成クラブ助成金精算報告書（様式第7号）に、収支決算書（様式第8号）を添えて市長に提出しなければならない。

（助成金の返還等）

第9条 市長は、助成金の交付を受けた団体が次の各号の1に該当したときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還することを命ずることができる。

(1) この告示違反したとき、又は第5条の規定により市長が付した条件に違反したとき。

(2) 第7条の規定による指示若しくは監督に従わなかったとき、又は検査を拒んだとき。

(3) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

2 助成金の交付を受けた団体は、事業終了後1ヶ月以内の日又は当該年度3月31日のいずれか早い日において、助成金に余剰金が生じたときは、第3条の規定にかかわらず、速やかに市長に返還するものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、昭和59年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 市長は、児童育成クラブを運営する団体について特別な事情があると認める場合は、予算の範囲内において、調整補助金を交付することができる。

附 則 (昭和59年12月生駒市告示第103号)

この告示は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則 (昭和60年3月生駒市告示第24号)

この告示は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年12月生駒市告示第106号)

この告示は、昭和61年1月1日から施行する。

附 則 (昭和61年4月生駒市告示第24号)

この告示は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年1月生駒市告示第13号)

この告示は、昭和62年1月30日から施行、昭和62年1月1日から適用する。

附 則 (昭和62年4月生駒市告示第27号)

この告示は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年1月生駒市告示第7号)

この告示は、昭和63年1月18日から施行し、昭和63年1月1日から適用する。

附 則（昭和63年4月生駒市告示第34号）

この告示は、告示の日から施行し、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月生駒市告示第25号）

この告示は、告示の日から施行し、改正後の第3条の規定は昭和64年1月1日から適用する。

附 則（平成元年4月生駒市告示第32号）

この告示は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成元年10月生駒市告示第107号）

この告示は、平成元年10月1日から施行する。

附 則（平成2年4月生駒市告示第31号）

この告示は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月生駒市告示第19号）

この告示は、平成3年3月4日から施行し、改正後の第3条の規定は、平成2年12月1日から適用する。

附 則（平成3年5月生駒市告示第58号）

この告示は、平成3年5月13日から施行し、改正後の附則第3項の規定は、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成4年1月生駒市告示第2号）

この告示は、平成4年1月22日から施行し、改正後の第3条の規定は、平成3年12月1日から適用する。

附 則（平成4年4月生駒市告示第36号）

この告示は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年2月生駒市告示第16号）

この告示は、平成5年2月10日から施行し、改正後の第3条の規定は、平成4年12月1日から適用する。

附 則（平成7年8月生駒市告示第98号）

この告示は、平成7年8月1日から施行し、改正後の第3条の規定は、平成7年4月1日から適用する。

附 則（平成16年12月生駒市告示第227号）

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月生駒市告示第89号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月生駒市告示第82号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月生駒市告示第52号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

放課後児童クラブ等支援事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、放課後の児童の健全育成の向上を図るため、市町村（奈良市を除く。以下同じ。）に対し、市町村が実施する放課後児童クラブ等支援事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 定義

この要綱において「放課後児童クラブ等支援事業」とは、放課後子どもプラン推進事業実施要綱の別添2放課後児童健全育成事業等実施要綱（平成19年3月30日付18文科生第587号雇児発第0330039号通知別紙）Ⅲの3の(2)に規定する放課後児童の衛生・安全対策事業をいう。

第3 補助事業

補助金の交付の対象となる事業は、放課後児童クラブ等支援事業とする。

第4 補助対象経費及び補助額

補助の対象となる経費及び補助金の額は、別表の基準額と対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額以内とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

第5 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする市町村は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 放課後児童クラブ等支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 放課後児童クラブ等支援事業費補助金所要額（第2号様式）
- (3) 放課後児童クラブ等支援事業計画書（第3号様式）
- (4) 当該事業に関する歳入歳出予算書抄本

第6 補助金の交付決定

知事は、第5に規定する書類を受理した場合において適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該市町村に対し、通知するものとする。

第7 変更の承認の申請

補助金の交付の決定を受けた市町村は、当該決定に係る事業計画の内容又は経費の配分の変更の承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 放課後児童クラブ等支援事業計画変更承認申請書（第4号様式）
- (2) 放課後児童クラブ等支援事業費補助金所要額（第2号様式）
- (3) 放課後児童クラブ等支援事業計画書（第3号様式）
- (4) 当該事業に関する歳入歳出予算書抄本（予算額に変更のある場合のみ）

第8 補助金の概算払

知事は、補助金の交付を決定した場合において、必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

- 2 前項の規定により概算払を受けようとする市町村は、放課後児童クラブ等支援事業費補助金請求書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

第9 事業実績の報告

補助金の交付の決定を受けた市町村は、当該補助事業完了の日から起算して30日を経過する日又は当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 放課後児童クラブ等支援事業実績報告書（第6号様式）
- (2) 放課後児童クラブ等支援事業収支精算書（第7号様式）
- (3) 放課後児童クラブ等支援事業実績（第8号様式）
- (4) 当該補助金に係る歳入歳出決算（見込）書抄本

第10 補助金の交付及び精算

知事は、第9の規定による書類を受理した場合において適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該市町村に通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた市町村は、補助金の交付を受けようとするときは、放課後児童クラブ等支援事業費補助金請求書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による書類を受理した場合において適当と認めるときは、補助金を第8第2項の規定により概算払をした額を精算して交付する。

第11 補助金の返還

知事は、第10の規定による精算により返還が適当と認める額が生じたときは、期限を定めて、当該額の補助金の返還を命ずる。

第12 交付決定の取消し等

知事は、補助金の交付を受けた市町村が次の各号のいずれかに該当するときは、第6の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 法令、この要綱又は法令若しくはこの要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業に関して、不正、怠慢その他不適當な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

第13 帳簿等の保管等

補助金の交付の決定を受けた市町村は、この補助事業に係る関係書類を整理し、放課後児童クラブ等支援事業費補助金調書（第9号様式）を作成し、これを当該事業完了の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

附 則

この要綱は、平成18年1月19日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年7月12日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年7月10日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年10月8日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年8月27日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則
この要綱は、平成22年8月24日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則
この要綱は、平成23年9月9日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則
この要綱は、平成24年11月12日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

別表（第4関係）

	基 準 額	対 象 経 費
放課後児童クラブ等支援事業	放課後児童等の衛生・安全対策事業 1人当たり3,580円	民営の放課後児童クラブに従事する職員に対する健康診断（感染症り患等の有無を発見するための胸部レントゲン検査を含むものに限る。）に要する費用について、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費

放課後児童健全育成事業補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、放課後の児童の健全育成の向上を図るため、市町村（奈良市を除く。以下同じ。）に対し、市町村が実施する放課後児童健全育成事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 定義

この要綱において「放課後児童健全育成事業」とは、放課後子どもプラン推進事業実施要綱の別添2放課後児童健全育成事業等実施要綱（平成19年3月30日付18文科生第587号雇児発第0330039号通知別紙）に規定する放課後児童健全育成事業及び同要綱Ⅲの3の(3)に規定する障害児受入推進事業をいう。

第3 補助事業

補助金の交付の対象となる事業は、第2に規定する放課後児童健全育成事業とする。

第4 補助対象経費及び補助額

補助の対象となる経費及び補助金の額は、別表の基準額と対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額以内とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

第5 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする市町村は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 放課後児童健全育成事業補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 放課後児童健全育成事業補助金所要額（第2号様式）
- (3) 放課後児童健全育成事業計画書（第3号様式）
- (4) 当該事業に関する歳入歳出予算書抄本

第6 補助金の交付決定

知事は、第5に規定する書類を受理した場合において適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該市町村に対し、通知するものとする。

第7 変更の承認の申請

補助金の交付の決定を受けた市町村は、当該決定に係る事業計画の内容又は経費の配分の変更の承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 放課後児童健全育成事業計画変更承認申請書（第4号様式）
- (2) 放課後児童健全育成事業補助金所要額（第2号様式）
- (3) 放課後児童健全育成事業計画書（第3号様式）
- (4) 当該事業に関する歳入歳出予算書抄本（予算額に変更のある場合のみ）

第8 補助金の概算払

知事は、補助金の交付を決定した場合において必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

- 2 前項の規定により概算払を受けようとする市町村は、放課後児童健全育成事業補助金概算払請求書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

第9 事業実績の報告

補助金の交付の決定を受けた市町村は、当該補助事業完了の日から起算して30日を経過する日又は当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 放課後児童健全育成事業実績報告書（第6号様式）
- (2) 放課後児童健全育成事業収支精算書（第7号様式）
- (3) 放課後児童健全育成事業実績（第8号様式）
- (4) 当該補助金に係る歳入歳出決算（見込）書抄本

第10 補助金の交付及び精算

知事は、第9の規定による書類を受理した場合において適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該市町村に通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた市町村は、補助金の交付を受けようとするときは、放課後児童健全育成事業補助金精算払請求書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による書類を受理した場合において適当と認めるときは、補助金を第8第2項の規定により概算払をした額を精算して交付する。

第11 補助金の返還

知事は、第10の規定による精算により返還が適当と認める額が生じたときは、期限を定めて、当該額の補助金の返還を命ずる。

第12 交付決定の取消し等

知事は、補助金の交付を受けた市町村が次の各号のいずれかに該当するときは、第6の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 法令、この要綱又は法令若しくはこの要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業に関して、不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

第13 帳簿等の保管等

補助金の交付の決定を受けた市町村は、この補助事業に係る関係書類を整理し、放課後児童健全育成事業補助金調書（第9号様式）を作成し、これを当該事業完了の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。

附 則

この要綱は、平成3年8月14日から施行し、平成3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年6月10日から施行し、平成4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年6月6日から施行し、平成5年度分の補助金から適用する。
附 則
この要綱は、平成6年12月15日から施行し、平成6年度分の補助金から適用する。
附 則
この要綱は、平成7年11月20日から施行し、平成7年度分の補助金から適用する。
附 則
この要綱は、平成8年8月28日から施行し、平成8年度分の補助金から適用する。
附 則
この要綱は、平成9年10月1日から施行し、平成9年度分の補助金から適用する。
附 則
この要綱は、平成10年7月7日から施行し、平成10年度分の補助金から適用する。
附 則
この要綱は、平成11年12月1日から施行し、平成11年度分の補助金から適用する。
附 則
この要綱は、平成12年8月10日から施行し、平成12年度分の補助金から適用する。
附 則
この要綱は、平成13年8月30日から施行し、平成13年度分の補助金から適用する。
附 則
この要綱は、平成14年7月17日から施行し、平成14年度分の補助金から適用する。
附 則
この要綱は、平成15年5月27日から施行し、平成15年度分の補助金から適用する。
附 則
この要綱は、平成16年6月8日から施行し、平成16年度分の補助金から適用する。
附 則
この要綱は、平成18年1月19日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。
附 則
この要綱は、平成18年7月12日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。
附 則
この要綱は、平成19年5月26日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。
附 則
この要綱は、平成20年10月8日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。
附 則
この要綱は、平成21年8月27日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。
附 則
この要綱は、平成22年9月1日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。
附 則
この要綱は、平成23年8月29日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。
附 則
この要綱は、平成24年11月12日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

別表（第4関係）

	基 準 額	対 象 経 費
放 課 後 児 童 健 全 育 成 事 業	<p>放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ費）</p> <p>(1) 開設日数 250日以上</p> <p>① 1クラブ（年間平均児童数10から19人まで） 当たり年額 1,096,000円×か所数</p> <p>② 1クラブ（年間平均児童数20から35人まで） 当たり年額 1,984,000円×か所数</p> <p>③ 1クラブ（年間平均児童数36から45人まで） 当たり年額 3,191,000円×か所数</p> <p>④ 1クラブ（年間平均児童数46から55人まで） 当たり年額 3,027,000円×か所数</p> <p>⑤ 1クラブ（年間平均児童数56から70人まで） 当たり年額 2,862,000円×か所数</p> <p>⑥ 1クラブ（年間平均児童数71人以上） 当たり年額 2,698,000円×か所数</p> <p>⑦ 開設日数加算額（原則として1日8時間以上開 所する場合）14,000円×251日から300日までの2 50日を超える日数</p> <p>⑧ 長時間開設加算額</p> <p>(ア) 平日分（1日6時間を超え、かつ、18時を越 えて開設する場合）269,000円×「1日6時 間を超え、かつ、18時を越える時間」の年間 平均時間数</p> <p>(イ) 長期休暇分（1日8時間を超えて開設する場 合）121,000円×「1日8時間を超える時間」 の年間平均時間数</p> <p>(2) 特例分（開設日数200から249日まで）</p> <p>① 1クラブ（年間平均児童数20人以上） 当たり年額 1,913,000円×か所数</p> <p>② 長時間開設加算額（1日6時間を超え、かつ、 18時を越えて開設する場合） 269,000円×「1日6時間を超え、かつ、18時を 越える時間」の年間平均時間数</p>	<p>放課後児童クラブの運営 に必要な経費（飲食物を除 く。）</p>
放 課 後 児 童 健 全 育 成 事 業	<p>障害児受入推進事業</p> <p>1クラブ当たり年額 1,577,000円×か所数</p>	<p>障害児を受け入れるクラ ブに専門的知識を有し指導 的知識を有する指導員を配 置するため、その雇用に要 する経費</p>